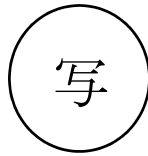


各市町村教育委員会教育長 殿



義教第796号
令和2年2月28日

県教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る学校臨時休業等の対応について（依頼）

昨日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、内閣総理大臣から、全国の小学校、中学校、及び高等学校等の臨時休業等の要請がありました。

ついては、下記の内容について要請しますので、適切に対応願います。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて追加的な対応をお願いする必要があることを申し添えます。

記

1 休業の対応について

- (1) 令和2年3月2日（月）から春休みまでを臨時休業とする。
- (2) 休業中、児童生徒は登校しないこととし、部活動や補習等も行わない。ただし、3月の第一週に1日だけの登校日を設定し、休業中の注意事項等を伝達するとともに、教材等を持ち帰らせる。中学3年生については、この登校日を活用して公立高等学校入学者選抜に向けた事前指導等を行う。なお、登校日は学年別に設定することも可とする。
- (3) 休業期間中の児童生徒・保護者への連絡体制を確認し、学校からの緊急時の連絡内容が確実に伝わるようにする。
- (4) 休業中は外出を極力控えるなど、休業中の生活について十分に指導を行うこと。

2 高等学校入学者選抜について

令和2年2月28日付「令和2年度山形県高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」を参照のこと。

3 卒業式について

- (1) 卒業式については時間設定を見直し、最短の時間で終了できるようにする。
 - ・卒業証書の授与は、代表のみとする。
 - ・あいさつ等は短くする。
 - ・終了後はすぐに帰宅を促す。
- (2) 卒業式への参加者は、卒業生と教職員のみ限定し、保護者は代表1名、在校生は必要最小限の参加とする。なお、来賓については参加をご遠慮願う。
- (3) 会場の入り口にアルコール消毒薬を設置する。アルコール消毒薬が入手できない場合には、石鹸等を使った手洗いを励行する。
- (4) 会場等のこまめな換気を行う。
- (5) 卒業式参加者の座席については、可能な限り座席間のスペースを空ける。
- (6) 参加者には、手洗いや、マスクの着用などによる咳エチケットの徹底により、感染症の拡大防止に努めるとともに、発熱や咳など風邪のような症状のある卒業生・教職員は卒業式に参加しない。

4 その他

本通知は3月19日までを目途として取り扱いを示したものであり、それ以降のことについては、別途連絡する。

(担当) 山形県教育庁義務教育課
課長補佐 佐藤 元
T E L : 023-630-2866
F A X : 023-630-2774
e-mail : satohaji@pref.yamagata.jp